あなたの賃金を確認してください

この仕事には世田谷区公契約条例で、区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。

◆対象となる方
受注者（受注者から業務の一部を受注した者を含む）のもと、この業務に従事する方
※　一人親方、派遣労働者含む

◆労働報酬下限額（令和７年４月１日発効）
建設工事　：東京都の公共工事設計労務単価の 85%
委 託 等　：１時間あたり　１，４６０円

あなたの賃金を確認してください

この仕事には世田谷区公契約条例で、区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。

◆対象となる方
受注者（受注者から業務の一部を受注した者を含む）のもと、この業務に従事する方
※　一人親方、派遣労働者含む

◆労働報酬下限額（令和７年４月１日発効）
建設工事　：東京都の公共工事設計労務単価の 85%
委 託 等　：１時間あたり　１，４６０円

あなたの賃金を確認してください

この仕事には世田谷区公契約条例で、区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。

◆対象となる方
受注者（受注者から業務の一部を受注した者を含む）のもと、この業務に従事する方
※　一人親方、派遣労働者含む

◆労働報酬下限額（令和７年４月１日発効）
建設工事　：東京都の公共工事設計労務単価の 85%
委 託 等　：１時間あたり　１，４６０円

あなたの賃金を確認してください

この仕事には世田谷区公契約条例で、区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。

◆対象となる方
受注者（受注者から業務の一部を受注した者を含む）のもと、この業務に従事する方
※　一人親方、派遣労働者含む

◆労働報酬下限額（令和７年４月１日発効）
建設工事　：東京都の公共工事設計労務単価の 85%
委 託 等　：１時間あたり　１，４６０円

あなたの賃金を確認してください

この仕事には世田谷区公契約条例で、区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。

◆対象となる方
受注者（受注者から業務の一部を受注した者を含む）のもと、この業務に従事する方
※　一人親方、派遣労働者含む

◆労働報酬下限額（令和７年４月１日発効）
建設工事　：東京都の公共工事設計労務単価の 85%
委 託 等　：１時間あたり　１，４６０円

あなたの賃金を確認してください

この仕事には世田谷区公契約条例で、区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。

◆対象となる方
受注者（受注者から業務の一部を受注した者を含む）のもと、この業務に従事する方
※　一人親方、派遣労働者含む

◆労働報酬下限額（令和７年４月１日発効）
建設工事　：東京都の公共工事設計労務単価の 85%
委 託 等　：１時間あたり　１，４６０円

あなたの賃金を確認してください

この仕事には世田谷区公契約条例で、区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。

◆対象となる方
受注者（受注者から業務の一部を受注した者を含む）のもと、この業務に従事する方
※　一人親方、派遣労働者含む

◆労働報酬下限額（令和７年４月１日発効）
建設工事　：東京都の公共工事設計労務単価の 85%
委 託 等　：１時間あたり　１，４６０円

あなたの賃金を確認してください

この仕事には世田谷区公契約条例で、区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。

◆対象となる方
受注者（受注者から業務の一部を受注した者を含む）のもと、この業務に従事する方
※　一人親方、派遣労働者含む

◆労働報酬下限額（令和７年４月１日発効）
建設工事　：東京都の公共工事設計労務単価の 85%
委 託 等　：１時間あたり　１，４６０円

あなたの賃金を確認してください

この仕事には世田谷区公契約条例で、区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。

◆対象となる方
受注者（受注者から業務の一部を受注した者を含む）のもと、この業務に従事する方
※　一人親方、派遣労働者含む

◆労働報酬下限額（令和７年４月１日発効）
建設工事　：東京都の公共工事設計労務単価の 85%
委 託 等　：１時間あたり　１，４６０円

ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合、世田谷区又は受注者、雇用主、指定管理者にご相談ください。

〇世田谷区役所　問合せ先
世田谷区財務部経理課公契約担当
電話　０３－５４３２－２９６５

※労働報酬下限額について詳しくは
区ホームページをご覧ください
※Please visit the official Setagaya City website for further information about the minimum amount of remuneration.

ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合、世田谷区又は受注者、雇用主、指定管理者にご相談ください。

〇世田谷区役所　問合せ先
世田谷区財務部経理課公契約担当
電話　０３－５４３２－２９６５

※労働報酬下限額について詳しくは
区ホームページをご覧ください
※Please visit the official Setagaya City website for further information about the minimum amount of remuneration.

ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合、世田谷区又は受注者、雇用主、指定管理者にご相談ください。

〇世田谷区役所　問合せ先
世田谷区財務部経理課公契約担当
電話　０３－５４３２－２９６５

※労働報酬下限額について詳しくは
区ホームページをご覧ください
※Please visit the official Setagaya City website for further information about the minimum amount of remuneration.

ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合、世田谷区又は受注者、雇用主、指定管理者にご相談ください。

〇世田谷区役所　問合せ先
世田谷区財務部経理課公契約担当
電話　０３－５４３２－２９６５

※労働報酬下限額について詳しくは
区ホームページをご覧ください
※Please visit the official Setagaya City website for further information about the minimum amount of remuneration.

ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合、世田谷区又は受注者、雇用主、指定管理者にご相談ください。

〇世田谷区役所　問合せ先
世田谷区財務部経理課公契約担当
電話　０３－５４３２－２９６５

※労働報酬下限額について詳しくは
区ホームページをご覧ください
※Please visit the official Setagaya City website for further information about the minimum amount of remuneration.

ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合、世田谷区又は受注者、雇用主、指定管理者にご相談ください。

〇世田谷区役所　問合せ先
世田谷区財務部経理課公契約担当
電話　０３－５４３２－２９６５

※労働報酬下限額について詳しくは
区ホームページをご覧ください
※Please visit the official Setagaya City website for further information about the minimum amount of remuneration.

ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合、世田谷区又は受注者、雇用主、指定管理者にご相談ください。

〇世田谷区役所　問合せ先
世田谷区財務部経理課公契約担当
電話　０３－５４３２－２９６５

※労働報酬下限額について詳しくは
区ホームページをご覧ください
※Please visit the official Setagaya City website for further information about the minimum amount of remuneration.

ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合、世田谷区又は受注者、雇用主、指定管理者にご相談ください。

〇世田谷区役所　問合せ先
世田谷区財務部経理課公契約担当
電話　０３－５４３２－２９６５

※労働報酬下限額について詳しくは
区ホームページをご覧ください
※Please visit the official Setagaya City website for further information about the minimum amount of remuneration.

ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合、世田谷区又は受注者、雇用主、指定管理者にご相談ください。

〇世田谷区役所　問合せ先
世田谷区財務部経理課公契約担当
電話　０３－５４３２－２９６５

※労働報酬下限額について詳しくは
区ホームページをご覧ください
※Please visit the official Setagaya City website for further information about the minimum amount of remuneration.

ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合、世田谷区又は受注者、雇用主、指定管理者にご相談ください。

〇世田谷区役所　問合せ先
世田谷区財務部経理課公契約担当
電話　０３－５４３２－２９６５

※労働報酬下限額について詳しくは
区ホームページをご覧ください
※Please visit the official Setagaya City website for further information about the minimum amount of remuneration.

ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合、世田谷区又は受注者、雇用主、指定管理者にご相談ください。

〇世田谷区役所　問合せ先
世田谷区財務部経理課公契約担当
電話　０３－５４３２－２９６５

※労働報酬下限額について詳しくは
区ホームページをご覧ください
※Please visit the official Setagaya City website for further information about the minimum amount of remuneration.